



# 埼玉県報

第 2787 号  
平成 28 年(2016 年)  
4 月 5 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（北部地域振興センター本庄事務所）
- 特定非営利活動法人の仮認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 県営土地改良事業大英寺落地区（かんがい排水事業）の工事完了（加須農林振興センター）
- 県営土地改良事業鴻荃地区（経営体育成基盤整備事業）の工事完了（加須農林振興センター）
- 第 10 次埼玉県卸売市場整備計画の縦覧に関する公告（農業ビジネス支援課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 毛呂山・越生都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

### 正誤

- 埼玉県条例第 25 号中訂正（生活衛生課）
- 埼玉県教育委員会教育長訓令第 1 号中訂正（教委・総務課）
- 埼玉県公安委員会規則第 4 号中訂正（警務課）

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人チャイルド・ギフト

三 代表者の氏名

吉野 春江

四 主たる事務所の所在地

埼玉県川口市西青木四丁目七番地十三号フレール西青木二百六号

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、発達障がい児の援助者に対し、相談、情報提供、メンタルケアなどの支援をし、発達障がい児と健常児（児童期中心）やその保護者、一般市民が参加するイベントを行い、発達障がいの偏見をなくし理解する事により良い関係で共存できる社会の実現に寄与することを目的とする。

（変更後）この法人は、発達障害の誤解と偏見をなくし理解する事により良い関係で共生できる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県 N P O 情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十八年三月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
N P O 法人さやま後見ネット
- 三 代表者の氏名  
大島 久智
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県狭山市大字水野五百九十二番地医療法人尚寿会あさひ病院内
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、主に埼玉県内の高齢者及び障がい者等の権利擁護を目的として、成年後見制度の活用支援事業等を行い、高齢者及び障がい者等の福祉の増進とすべての人が健やかに安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センター本庄事務所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年三月三十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ひだまり

三 代表者の氏名

渡邊 豊

四 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市千代田三丁目三番四十号トミタハイツ二百一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、「障がい児・者」に対して、安心して暮らせる生活の場（フリースペース）の提供、農業等を通じた「障がい者」の働く場を提供し、あわせて高齢者や子ども達等、誰もがそこにかかわれる環境を整備することにより、「障がい児・者」の地域への社会参加をすすめる、誰もが前向きにあたりまえに生きていけるような地域社会を創造し、福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を仮認定したので、同法第六十二条において準用する第四十九条第二項の規定により公示する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 名称

特定非営利活動法人夢舞台

#### 二 代表者の氏名

新 井 秀 親

#### 三 主たる事務所の所在地

埼玉県日高市大字原宿八十九番地十

#### 四 当該仮認定の有効期間

平成二十八年三月三十日から平成三十一年三月二十九日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十五号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
埼玉県厚生農業協同組合 連合会久喜総合病院	一 埼玉県久喜市上早見四百十八番	平成二十八年三月三十一日

# 告示

## 埼玉県告示第四百五十六号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十八年四月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
一般社団法人巨樹の会新 久喜総合病院	一 埼玉県久喜市上早見四百十八番	平成三十一年三月十日

# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十七号

県営土地改良事業大英寺落地区（かんがい排水事業）の工事を平成二十五年三月二十一日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県告示第四百五十八号

県営土地改良事業鴻茎地区（経営体育成基盤整備事業）の工事を平成二十四年三月二十三日完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第四百五十九号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第六条第一項の規定に基づき、第十次埼玉県卸売市場整備計画を定めたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 縦覧期間

平成二十八年四月五日から平成二十八年五月六日まで

#### 二 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課及び各農林振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 許可番号

第二〇一―二五―〇号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県幸手市大字平須賀字赤木前千八百八十番一 外六百五十四筆

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 十七万九千百十六立方メートル

## 告 示

### 埼玉県告示第四百六十一号

鳩山町から毛呂山・越生都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年四月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年四月五日

埼玉県川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

#### 一 許可番号

平成二十七年八月六日

指令川建セ第二七〇〇三一〇号

#### 二 検査済証番号

平成二十八年三月三十一日

川建セ第二七〇一〇四号

#### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西打越五千百三十六番六

#### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市大字松山二千六百三十一番地一 一〇二

倉林 憲幸

## 告 示

### 埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年四月五日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康 夫

#### 一 日時

平成二十八年四月十二日 午前十時

#### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

#### 三 議題

当面する教育関係諸問題について

正 誤

埼玉県条例第二十五号（平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号）中訂正

ページ 行

一 前から八

誤

第十八号

正

第十八条

正 誤

埼玉県教育委員会教育長訓令第一号（平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号）中訂正

ページ 行

二 前から九

誤

規則

正

訓令



正 誤

埼玉県公安委員会規則第四号（平成二十八年三月二十九日第二千七百八十五号）  
中訂正

ページ 様式第一号中 行

二 宛先 上から五

誤

埼玉県警察本部長

正

埼玉県公安委員会